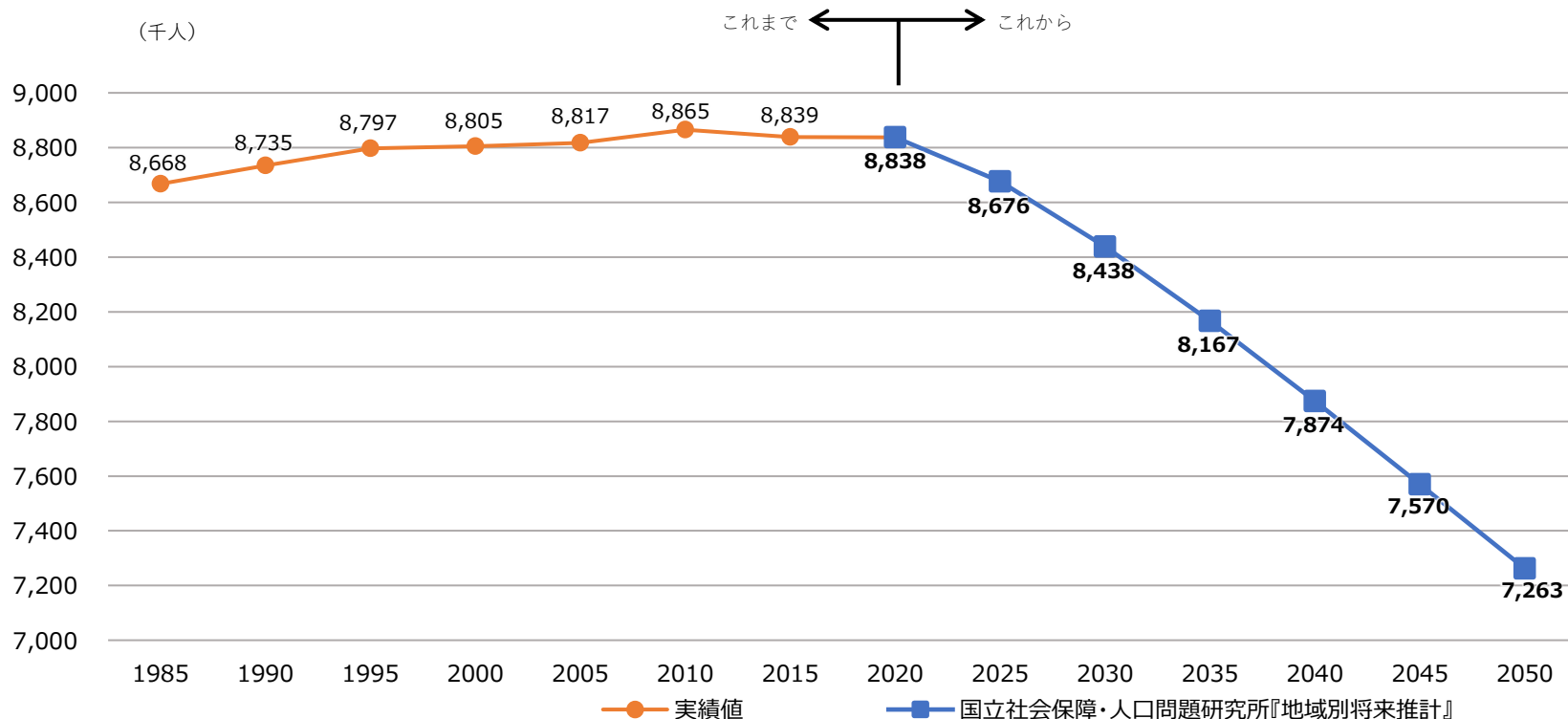


①大阪府居住安定確保計画の進捗状況

1. 社会的状況（人口）

1-1 大阪府の人口推移（将来推計）

- 大阪府の人口は今後減少に転じ、2050年には約726万人（2020年比約158万人（17.8%）減少）と推計。



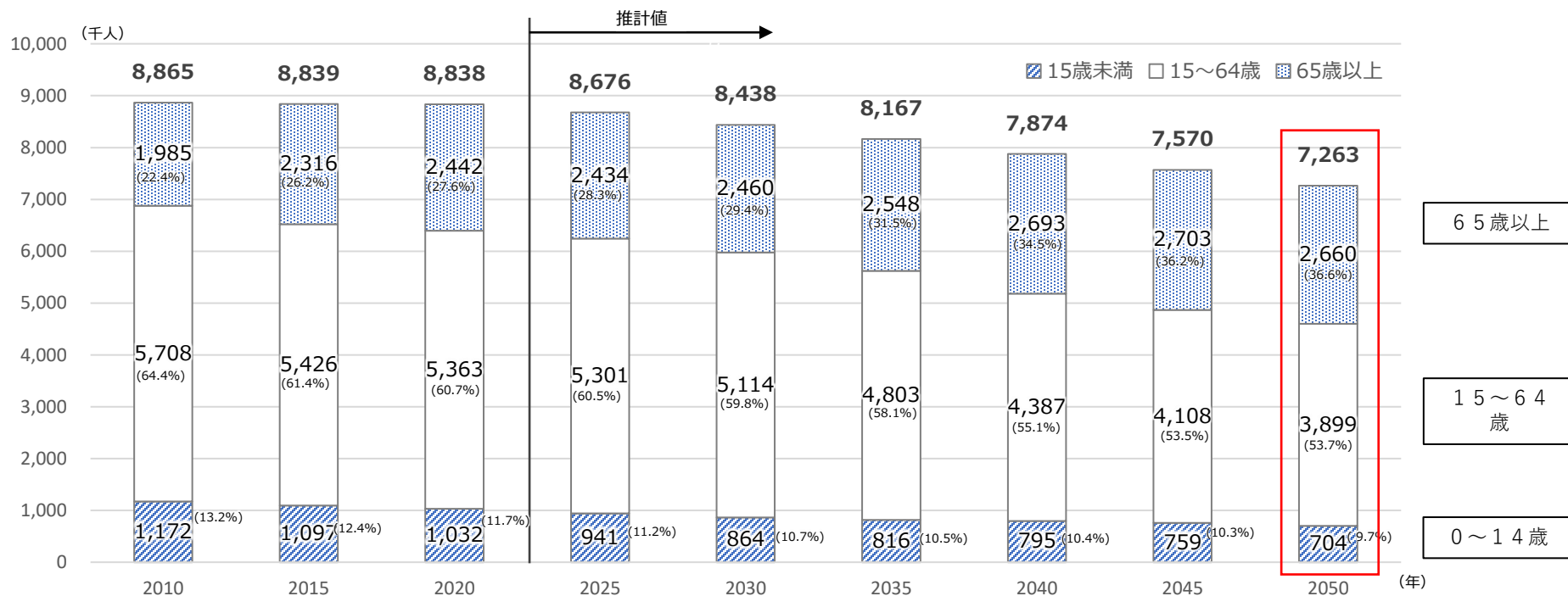
「地域別将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）より大阪府作成

（令和7年度第1回住生活基本計画推進部会資料抜粋）

1. 社会的状況（人口）

1-2 大阪府の年齢別人口推移（将来推計）

- ・ 2050年には、生産年齢人口（15～64歳）は約390万人（2020年比約146万人（27%）減少）、年少人口（0～14歳）は約70万人（2020年比約33万人（32%）減少）になるとされている。
- ・ 一方で、高齢者人口（65歳以上）は、2050年には約266万人（2020年比約22万人（8.9%）増加）になるとされている。



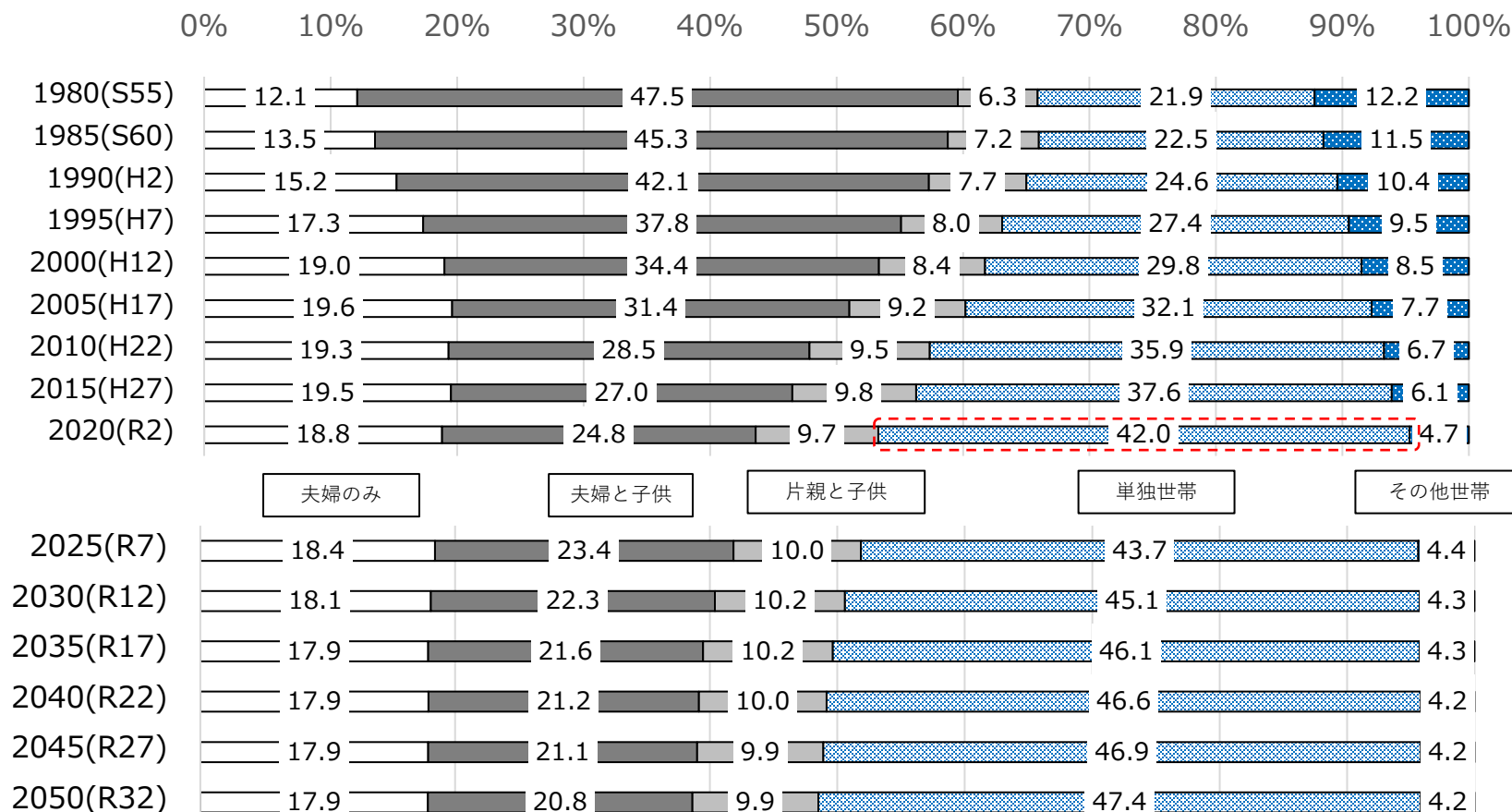
「地域別将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に大阪府作成

（令和7年度第1回住生活基本計画推進部会資料抜粋）

1. 社会的状況（世帯数）

1-3 大阪府の家族類型別世帯数の推移（将来推計）

- ・ 全体に対して「夫婦と子供」「その他の親族世帯」が占める割合が減少する一方、「単独世帯」「夫婦のみ」「片親と子供」が占める割合が増加している。
- ・ 平成17年以降は「単独世帯」が最も多く、令和2年は全世帯の約42%を占める。
- ・ 今後も「単独世帯」が増加見込みとなっている。



2020年以前：「国勢調査」（総務省統計局）、2025年以降：「地域別将来推計」国立社会保障人口問題研究所推計（R6.11）より大阪府作成

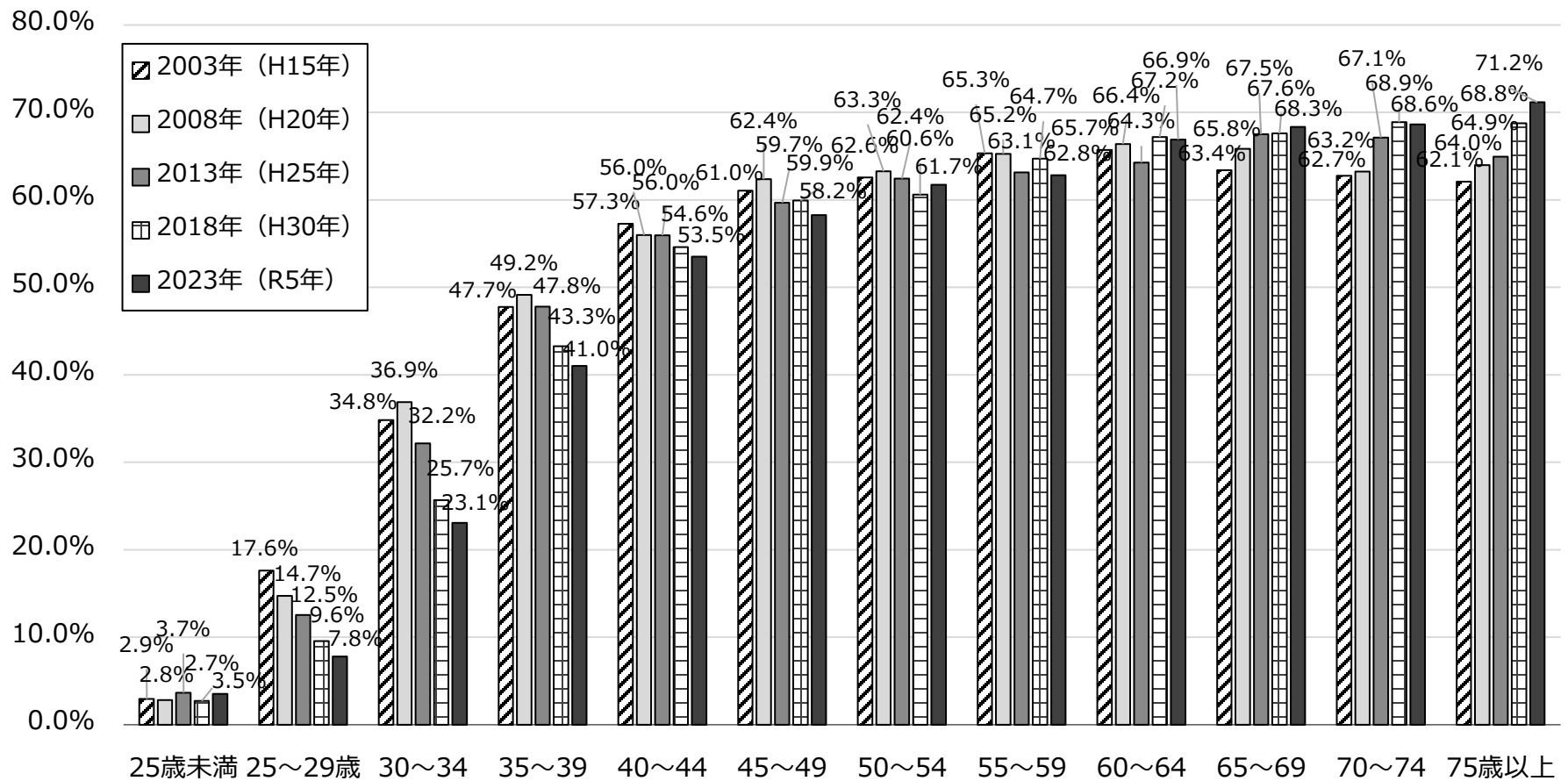
【参考 国立社会保障人口問題研究所推計値】

（令和7年度第1回住生活基本計画推進部会資料抜粋）

1. 社会的状況（持ち家率）

1-4 大阪府の年齢別持家率の推移

・年齢別の持家率は、65歳以上を除くと減少傾向にあり、特に25歳～39歳の間で持家率が大きく減少している。

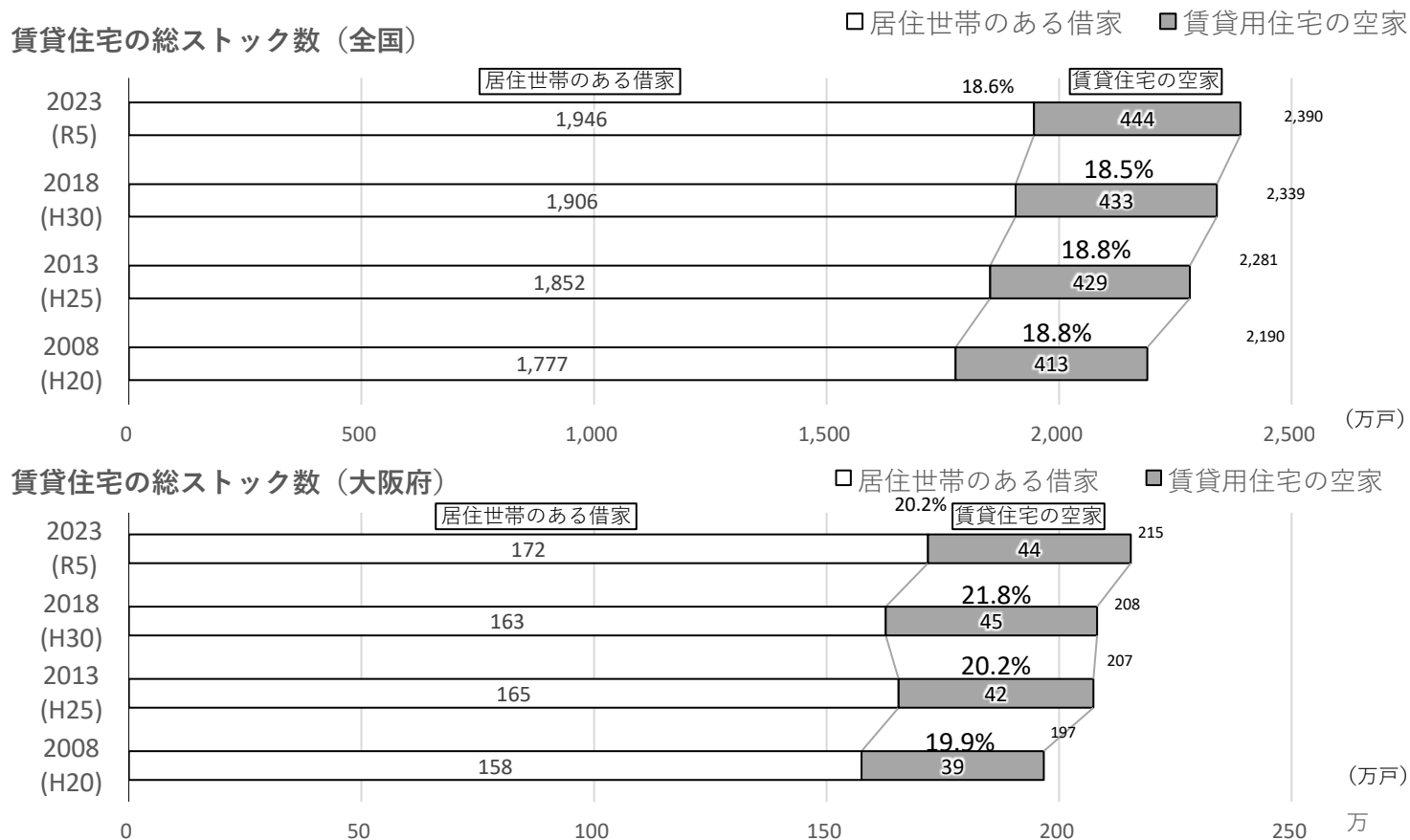


各年「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）を基に大阪府作成

1. 社会的状況（賃貸住宅数）

1-5 大阪府の賃貸住宅の総数

- ・ 賃貸住宅の総数をみると、令和5年は増加傾向。
- ・ 全国と比較すると、空家率の差に大きな傾向の違いはない。



各年「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）を基に大阪府作成 ※不詳を含まず

1. 社会的状況（府内の住宅ストックの状況）

1-6 大阪府内の住宅ストックの状況

- ・住宅全体の約9割を、民間住宅（民間賃貸住宅及び持家）が占めている。
- ・住宅ストックの46.1%（216万戸）が賃貸住宅と推計され、うち民間賃貸住宅は約176万戸、公的賃貸住宅は約40万戸となっている。

所有関係別の住宅数の割合

賃貸住宅 216万戸	公的賃貸住宅 40万戸	民間賃貸住宅 176万戸
	府営住宅（公営） 12.0万戸 【賃貸全体の5.6%】	木造民間賃貸住宅 27万戸 【賃貸全体の12.5%】
	市町営住宅（公営） 11.6万戸 【賃貸全体の5.4%】	非木造民間賃貸住宅 139万戸 【賃貸全体の64.3%】
	改良住宅、再開発住宅等 1.8万戸	
	高優賃・特優賃 1.7万戸	
持家 252万戸	公社・UR住宅（一般賃貸） 12.9万戸 【賃貸全体の6.0%】	その他（給与住宅・不詳等） 10万戸
	戸建て（持家） 172万戸 【持家全体の68.2%】	マンション（持家） 共同建て・3階建て以上 71万戸 【持家全体の28.2%】
		その他長屋等（持家）9万戸 【持家全体の3.6%】

※ 公的賃貸住宅戸数はH31.3.31時点

※ 公的賃貸住宅以外の住宅数については、H30住宅・土地統計調査より推計

※ 特定公共賃貸住宅は特優賃として計上

※ 高優賃には、公社・UR分を含む

「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）より大阪府作成

（令和6年度第1回住生活基本計画推進部会資料抜粋）

1. 公的賃貸住宅の取組状況

1-7 公的賃貸住宅の取組（連携、情報共有の取組）

- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（SN住宅など）と合わせて、公的賃貸住宅（公社賃貸住宅、UR賃貸住宅、UR賃貸住宅、公営住宅）などの公的な制度も含めた情報提供を実施
- ・居住支援法人等の交流の場にて、公営住宅の目的外使用手続きなどの制度について情報提供をするなど、公的賃貸住宅の活用について関係者間の情報共有を実施



公的賃貸住宅なども含めた住まいの情報提供の実施（あんぜん・安心賃貸検索システム）



研修会等での関係者間での情報共有の実施（居住支援研修会・交流会）

府営住宅の事例（公的賃貸住宅の活用）

- ・車いす常用者世帯向け住宅（MAIハウス等）の供給
 - ▶令和6年度末時点で1,069戸管理、空家募集により年間100戸程度供給
- ・グループホームの供給
 - ▶令和6年度末時点で527戸活用
- ・地域のための空室活用の推進
 - ▶令和6年度末時点で延べ28団地116戸活用（うち、21団地75戸活用中）

使用内容		活用戶数（延べ戸数）	
住宅以外の用途	子育て支援（小規模保育事業等）	17戸	延べ19団地24戸 （活用中 13団地16戸）
	高齢者支援（高齢者見守り・交流拠点等）	7戸	
住宅用途	住宅困窮者向けサポート付住宅 ※	12戸	延べ12団地92戸 （活用中 9団地59戸）
	課題を抱える若者向けシェアハウス	8戸	
	児童養護施設退所者向けシェアハウス	4戸	
	若者の職業的自立モデル事業	30戸	
	介護研修生寮	15戸	
	移住・定住用住戸	3戸	
	公共事業の仮移転先住戸	20戸	

※ 居住支援法人による活用

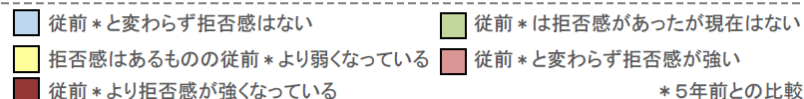
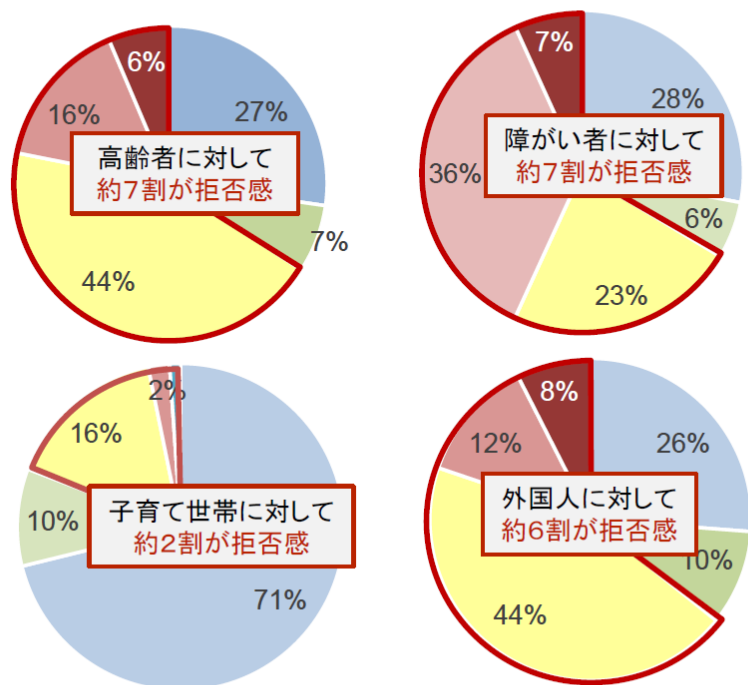
1. 社会的状況（住宅確保要配慮者に対する大家等の意識）

1-8 大家の意識（全国の状況）

住宅確保要配慮者に対する大家等の意識及び入居制限の理由

- 住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人（大家等）の一定割合は拒否感を有している。
- 入居制限を行う「最も該当する理由」については、高齢者の場合、「居室内での死亡事故等に対する不安」が約9割となっている。

【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人（大家等）の意識】

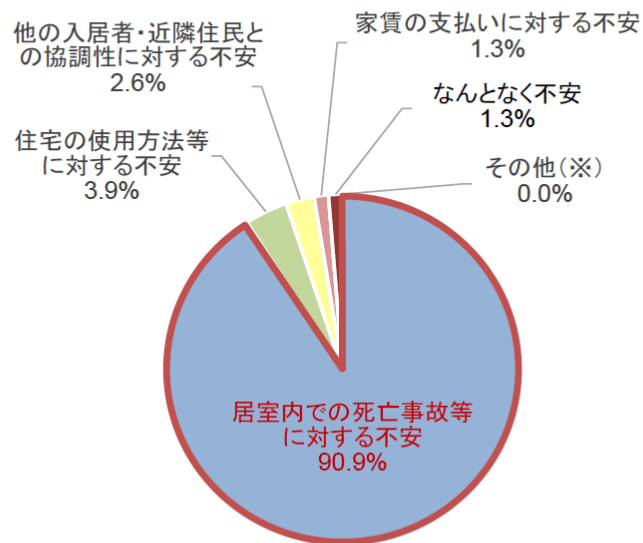


出典：令和3年度国土交通省調査

※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

【賃貸人（大家等）の入居制限の理由】

（例）高齢者の場合（最も該当する入居制限の理由を選択）



※その他の選択肢としては、以下があった（いずれも選択数0）。

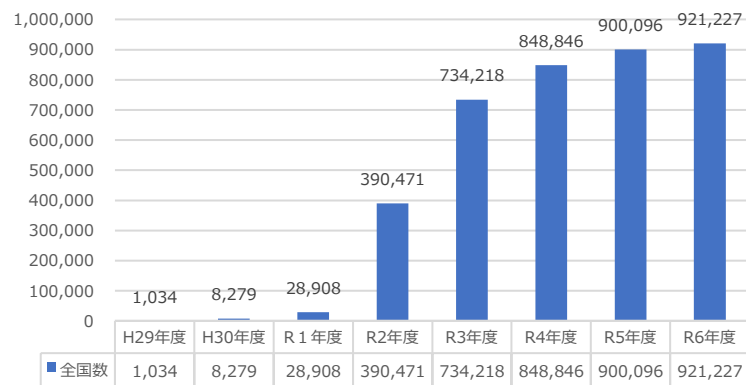
- ・主な入居者と異なる属性の入居による居住環境の変化への不安
- ・入居者以外の者の出入りへの不安
- ・習慣・言葉が異なることへの不安
- ・生活サイクルが異なることへの不安
- ・その他

出典：令和3年度国土交通省調査

※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員のうち、入居制限を行っている団体を対象に、入居者の属性ごとに最も該当する入居制限の理由を回答（回答数：76団体）

出展：国土交通省（住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について）

2-1 大阪府内のセーフティネット登録住宅数の変遷



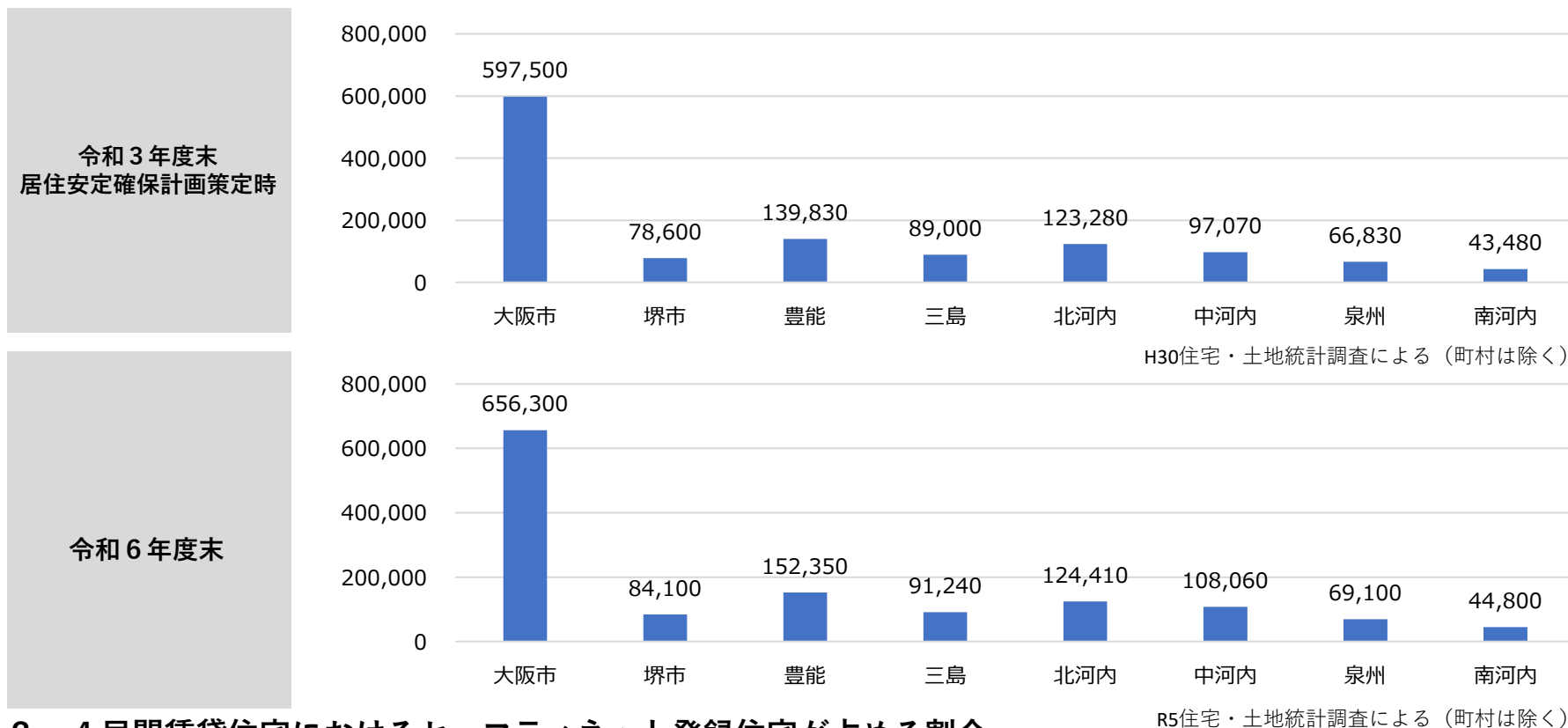
Bar chart showing the number of people who moved from Osaka Prefecture to other prefectures in FY2019. The chart is divided into 11 categories based on the destination prefecture, with the highest number of moves being to Osaka City (8,930).

Destination Prefecture	Number of Movers
大阪府 (Osaka Prefecture)	8,930
堺市 (Sakai City)	4,587
能勢町 (Nose Town)	0
豊能町 (Toyonose Town)	0
池田市 (Ikeda City)	399
箕面市 (Mino City)	393
豊中市 (Toyonaka City)	1,309
茨木市 (Cimoku City)	2,364
高槻市 (Takatsuki City)	2,057
島本町 (Shimamoto Town)	132
吹田市 (Fushimi City)	1,621
摂津市 (Settsu City)	798
枚方市 (Hirakata City)	550
交野市 (Kawachi City)	768
寝屋川市 (Neyagawa City)	810
守口市 (Mokoshi City)	1,040
門真市 (Mamachi City)	1,029
四條畷市 (Shijonawate City)	470
大東市 (Daito City)	895
東大阪市 (Higashi-Osaka City)	2,198
八尾市 (Yatsumi City)	1,684
柏原市 (Hakuriku City)	400
和泉市 (Wakui City)	1,551
高石市 (Takashi City)	228
泉大津市 (Izumiotsu City)	510
忠岡町 (Tsuoka Town)	369
岸和田市 (Kishiwada City)	1,884
貝塚市 (Kawachi City)	654
熊取町 (Kumatori Town)	275
泉佐野市 (Izumisano City)	1,730
田尻町 (Tajiri Town)	117
泉南市 (Izumina City)	582
阪南市 (Hannan City)	336
岬町 (Mimata Town)	14
松原市 (Matsubara City)	979
羽曳野市 (Hanyu City)	705
藤井寺市 (Fujidera City)	344
太子町 (Taishu Town)	65
河南町 (Kamihara Town)	43
千早赤阪村 (Chihaya-Akasaka Village)	0
富田林市 (Tomitani City)	442
大阪狭山市 (Osaka-Harima City)	298

- 10

2. セーフティネット住宅（民間賃貸住宅数・民間賃貸住宅に占める割合）

2－3 民間賃貸住宅の数



2－4 民間賃貸住宅におけるセーフティネット登録住宅が占める割合

【セーフティネット住宅登録数／民間賃貸住宅数（％）（令和6年度）】

	大阪市	堺市	豊能	三島	北河内	中河内	泉州	南河内
SN住宅数	8,930	4,587	4,465	4,608	5,562	4,282	8,250	2876
民間賃貸住宅数	656,300	84,100	152,350	91,240	124,410	108,060	69,100	44,800
SN住宅登録数／民間賃貸住宅数(%)	1.36	5.45	2.93	5.05	4.47	3.96	1.19	6.41

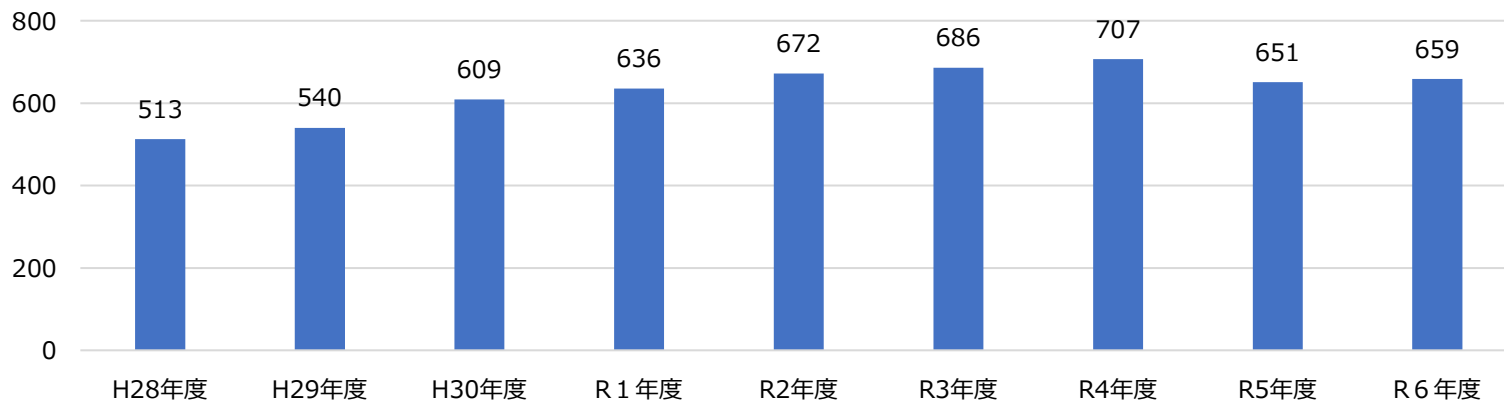
- ・民間賃貸住宅の戸数は大阪市が多い。
- ・民間賃貸住宅においてセーフティネット住宅が占める割合は南河内、堺市、三島地域において割合が高い。

3. 協力店・相談協力店

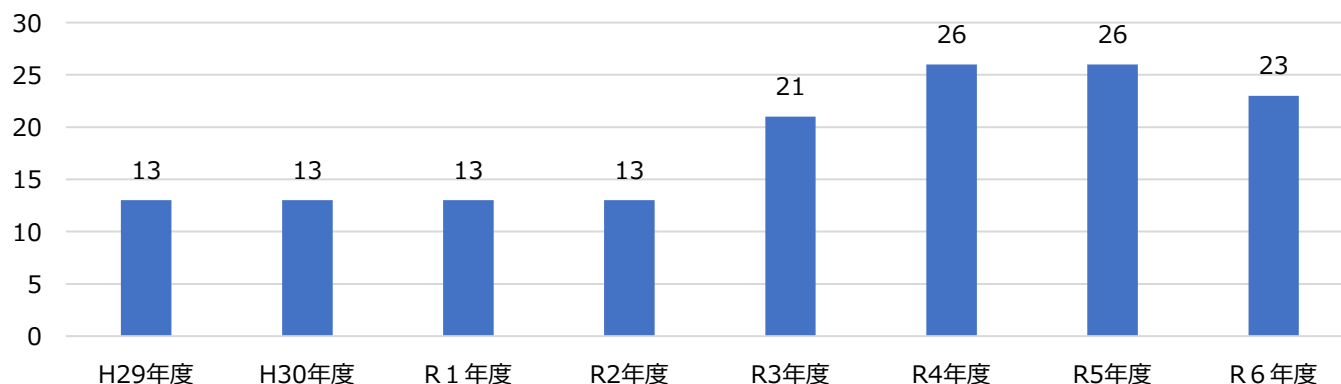
大阪府独自の取組として、不動産関係団体等の協力のもと、セーフティネット住宅の紹介など住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産店を協力店として指定。

協力店のうち、市役所等で行われる住まい探し相談会において、出張相談に応じるなど、特に積極的な相談対応等に取り組む不動産店を相談協力店として指定。

3-1 協力店登録数の変遷



3-2 相談協力店登録数の変遷

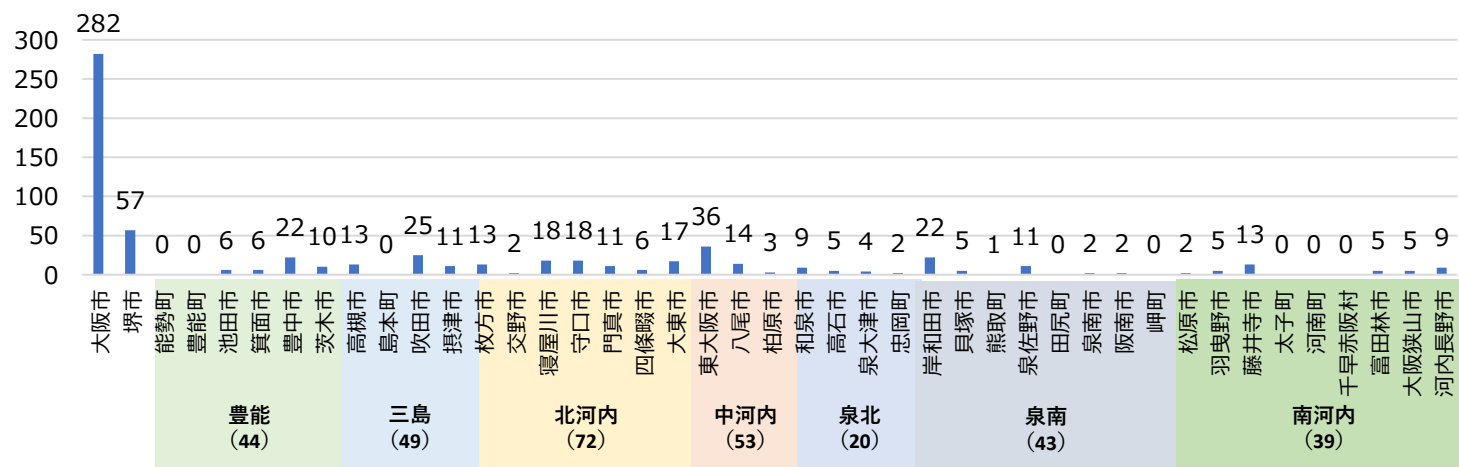


- ・協力店の数については、一定の水準で推移。
- ・相談協力店については、令和2年度から4年度にかけて増加傾向にあったが、近年は横ばい。

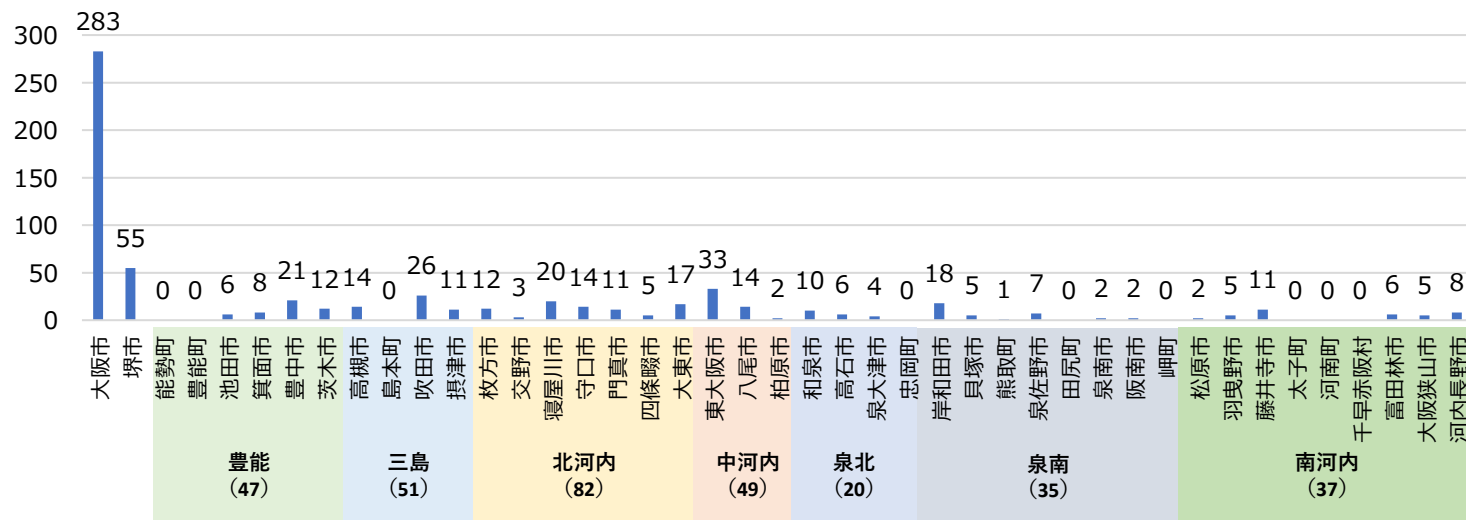
3. 協力店・相談協力店

3-3 協力店の所在地

令和3年度末
居住安定確保計画策定時



令和6年度末

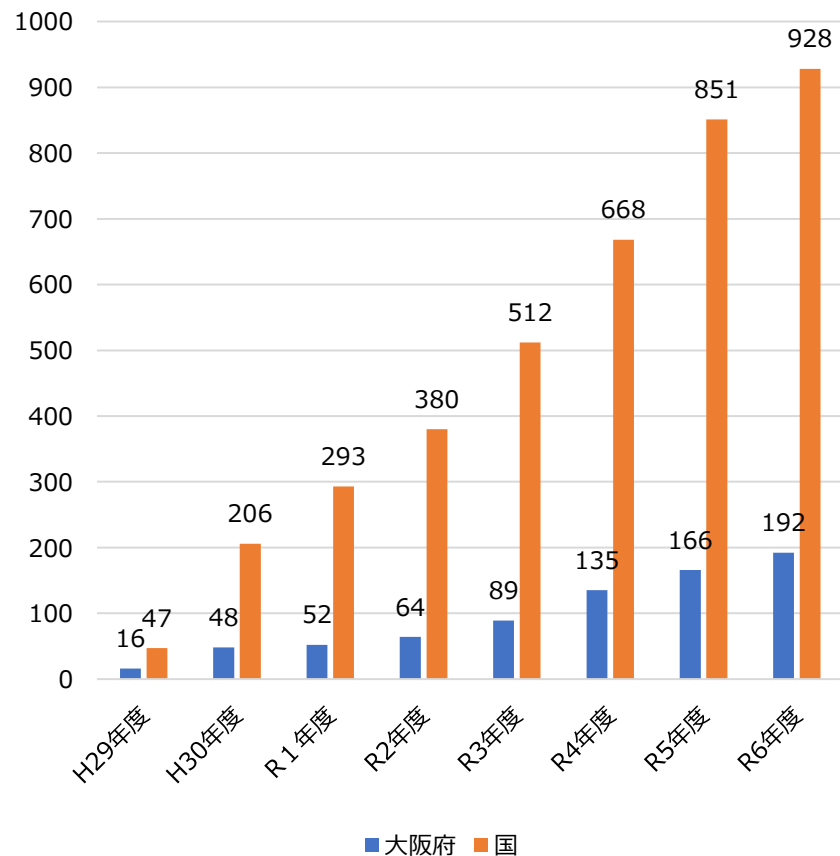


・協力店がない市町村もあるが、地域別にみると、一定の数の協力店がある。

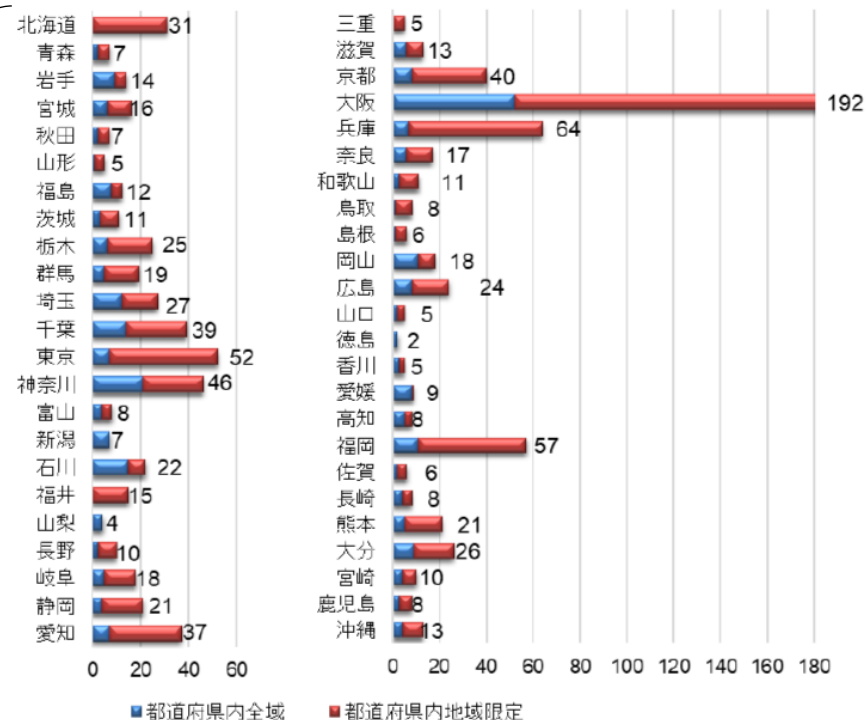
4. 居住支援法人（数と構成）

4-1 居住支援法人の指定数《推移》

（法人）



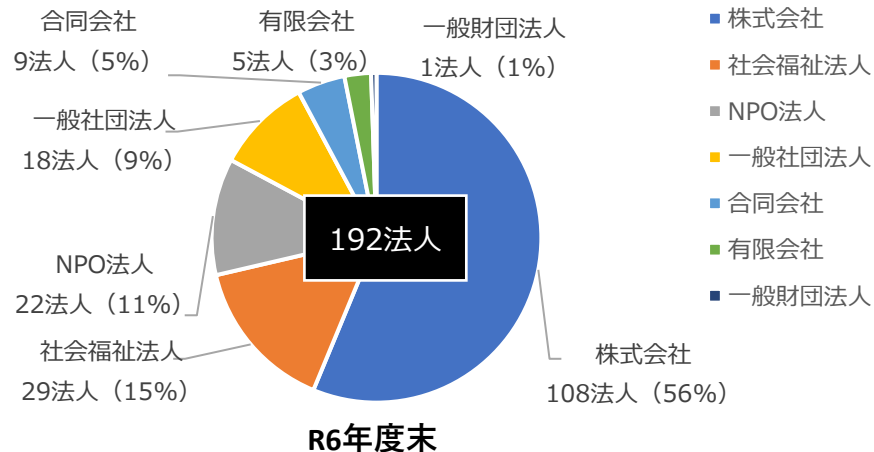
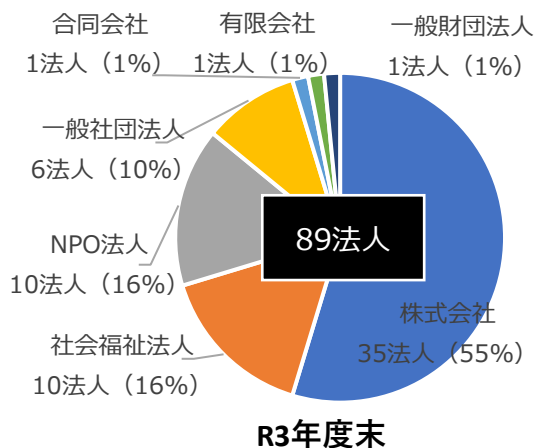
（都道府県別）



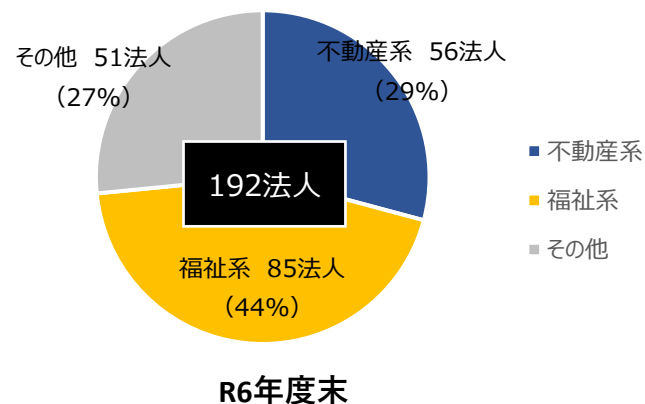
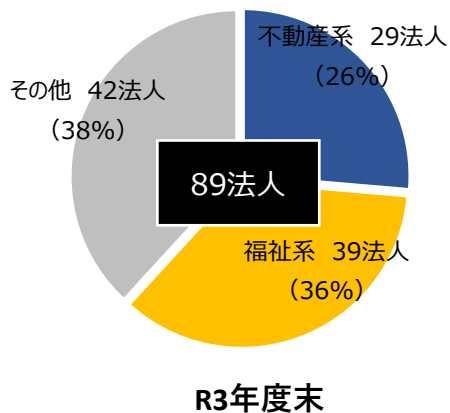
・居住支援法人の数は年々増加。令和6年度末には192法人。法人数は全国一。

4. 居住支援法人（数と構成）

4-2 居住支援法人の構成比（法人の種別）



4-3 居住支援法人の構成比（業界の種別）

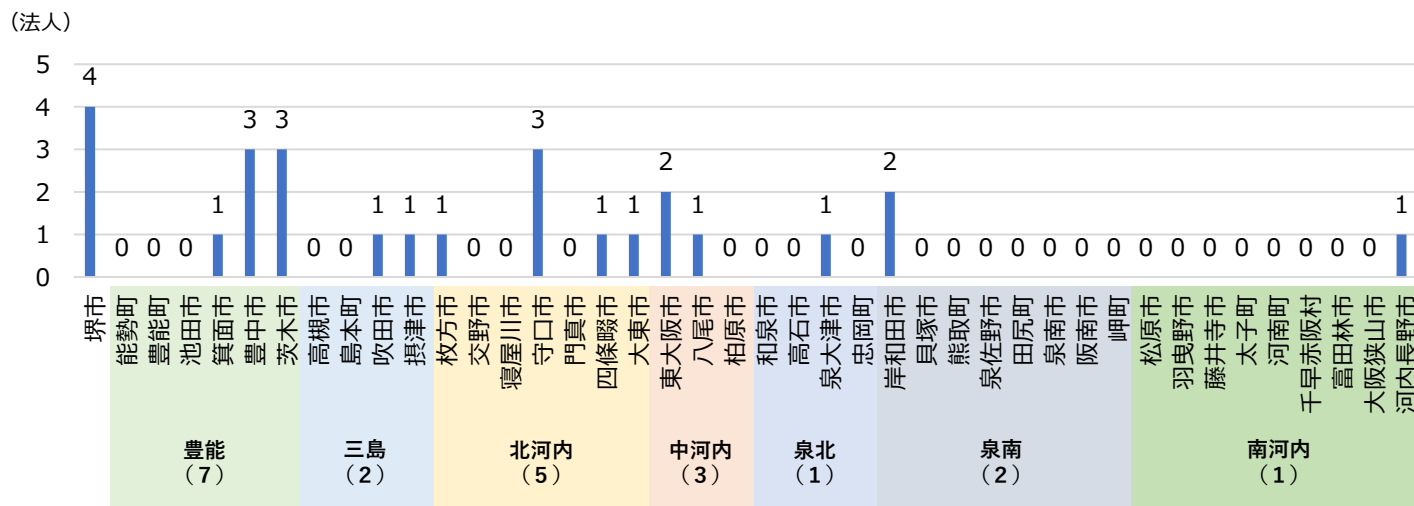


・居住支援法人の構成比（法人の種別、業界の種別）は令和3年度から令和6年度にかけて大きな変動なし。

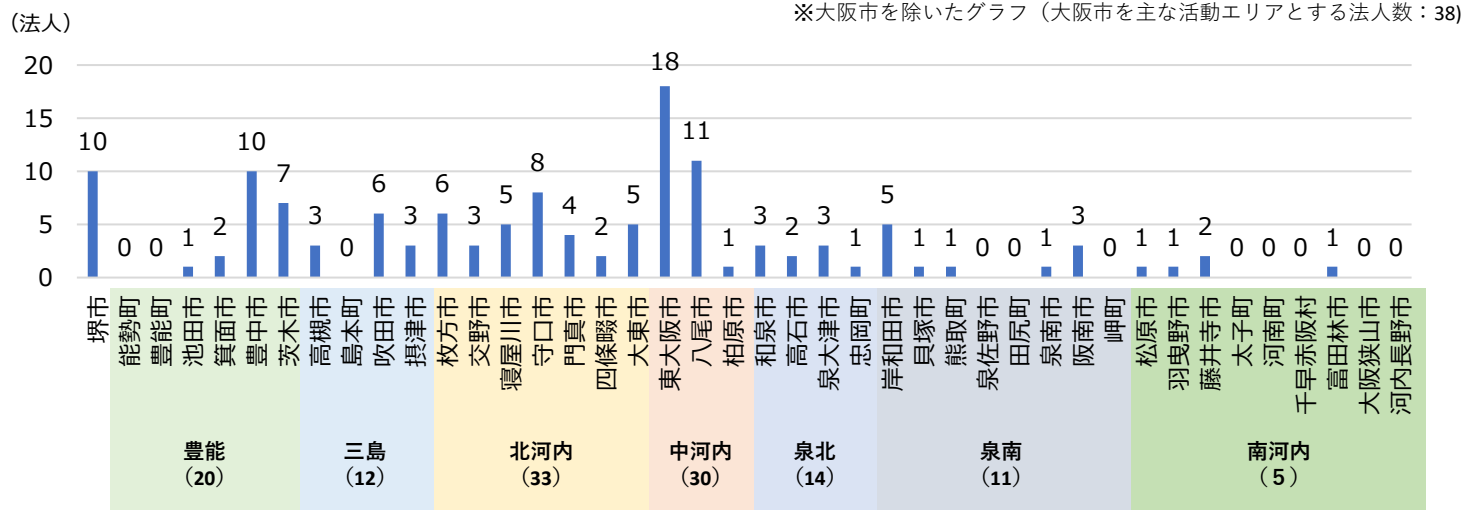
4. 居住支援法人（主な活動エリア）

4-4 居住支援法人《主な活動エリア》

令和3年度末
居住安定確保計画策定時



令和6年度末



※大阪市を除いたグラフ（大阪市を主な活動エリアとする法人数：38）

※大阪市を除いたグラフ（大阪市を主な活動エリアとする法人数：67）

・府内全域にかけて居住支援法人が増加。主な活動エリアとして精力的に活動する居住支援法人がいなかった市町にも、法人の指定があった一方、豊能、泉南、南河内を中心に、法人による活動支援がない市町村がある。

5. 市町村居住支援協議会（設立状況・人口カバー率）

5-1 市町村居住支援協議会の設立状況

1. 豊中市居住支援協議会

設 立：平成30年11月2日
事務局：（一財）豊中市住宅協会

2. 岸和田市居住支援協議会

設 立：令和元年8月28日
事務局：（社福）岸和田市社会福祉協議会

3. 摂津市居住支援協議会

設 立：令和4年3月1日
事務局：（社福）桃林会 とりかい白鷺園

4. 吹田市居住支援協議会

設 立：令和5年2月24日
事務局：吹田市住宅政策室、（社福）みなと寮

5. 守口市居住支援協議会

設 立：令和6年2月14日
事務局：守口市住宅まちづくり課、（株）ケイ・アンド・エムソリューション

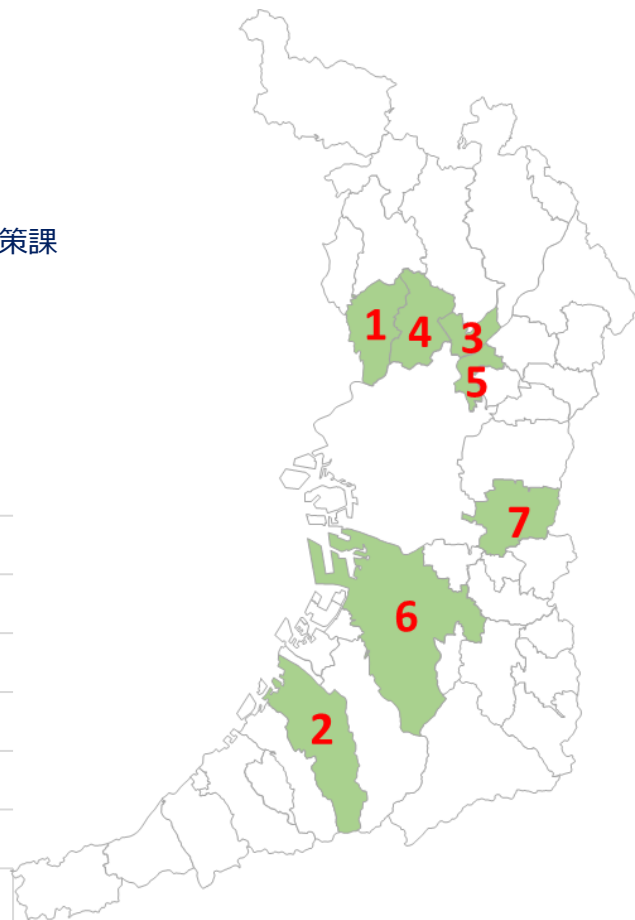
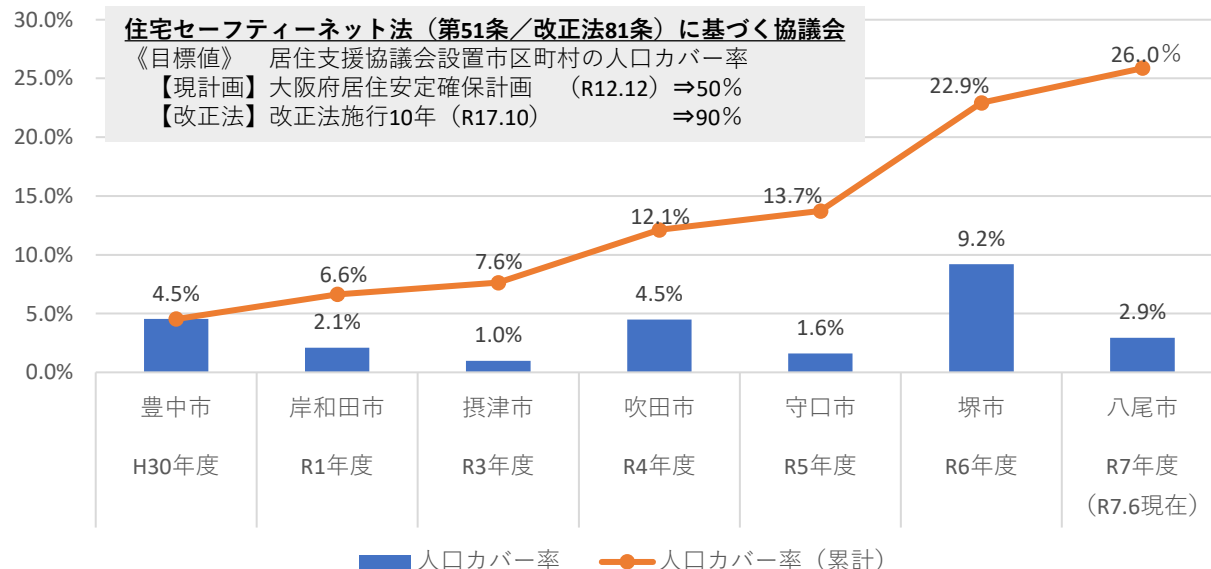
6. 堺市居住支援協議会

設 立：令和7年3月25日
事務局：NPO法人カリネ

7. 八尾市居住支援協議会

設 立：令和7年4月1日
事務局：地域共生推進課・住宅政策課

5-2 市町村居住支援協議会の人口カバー率



5. 市町村居住支援協議会（全国における大阪府の状況）

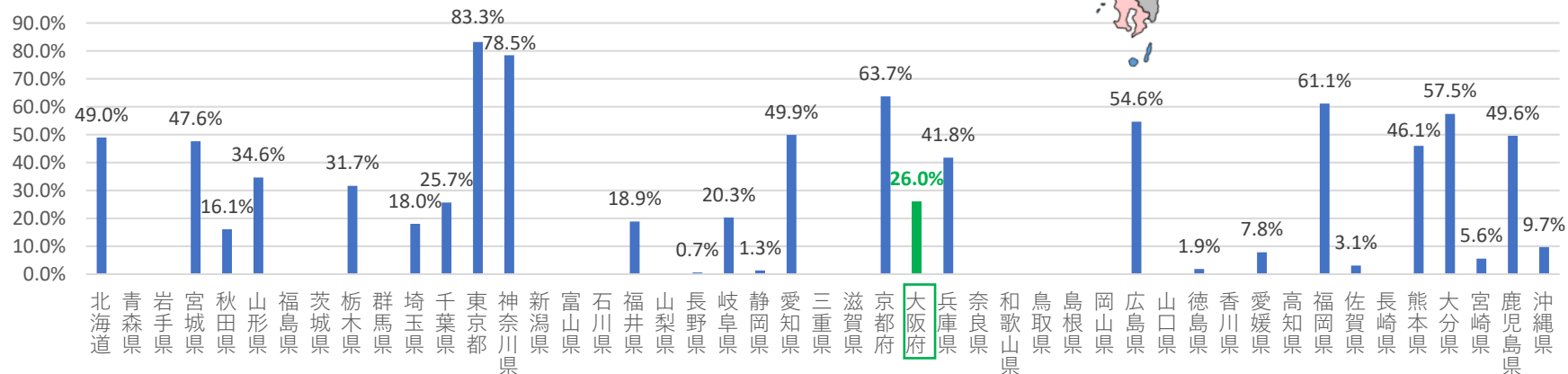
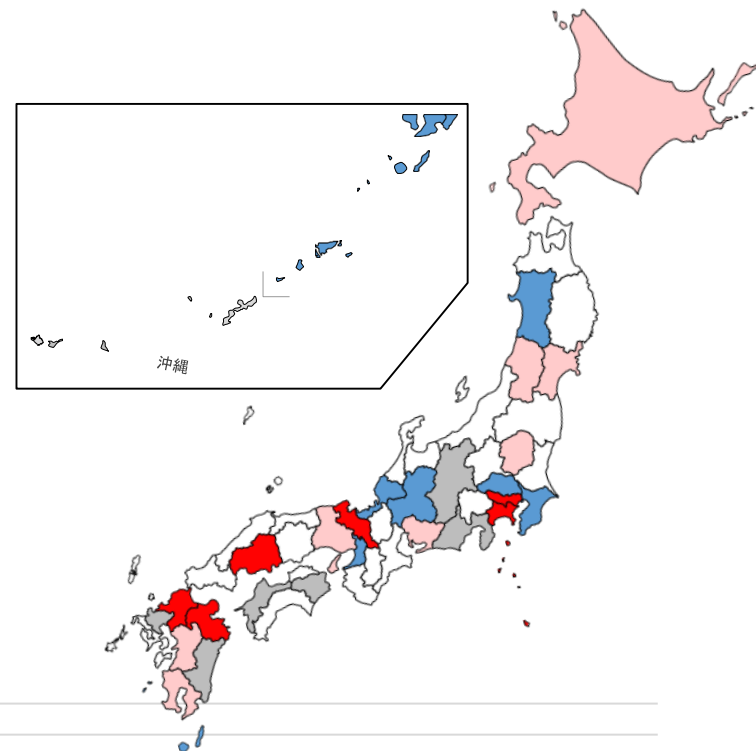
5-3 市町村居住支援協議会の設立状況（全国における大阪府の状況）

《人口カバー率》

（ ）内は設立市区町村数

51%～	6都府県	東京都（34）、神奈川県（8）、京都府（2） 広島県（3）、福岡県（10）、大分県（6）
26%～50%	8道県	北海道（4）、宮城県（1）、山形県（2）、栃木県（2） 愛知県（6）、兵庫県（3）、熊本県（2）、鹿児島県（7）
11%～25%	6府県	秋田県（2）、埼玉県（1）、千葉県（2）、岐阜県（1） 福井県（2）、 大阪府（7）
～10%	7県	長野県（5）、静岡県（1）、徳島県（1）、愛媛県（2） 佐賀県（1）、宮崎県（1）、沖縄県（1）
0%	20県	青森県、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県、 富山県、石川県、山梨県、三重県、滋賀県、奈良県、 和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、 高知県、長崎県

令和2年国勢調査 人口等基本集計より



・東京都が一番高く、大阪府は26.0%と全国的には中位に位置する。

5. 市町村居住支援協議会（全国マップ）

《参考》市区町村居住支援協議会の設立マップ（R7.3末時点）

居住支援協議会の設立状況：155協議会

※緑文字は共同で協議会を設置

【都道府県】 全都道府県

【市区町村】 117市区町村

政令市15市

中核市17市

特別区22区

その他の市48市、町村15町村

とくのみしま（徳之島町（約1万人）・天城町（約0.5万人）・伊仙町（約0.6万人））

沖縄市（約14万人）

京都市（約137万人）
宇治市（約18万人）

豊中市（約40万人）
岸和田市（約18万人）
摂津市（約8.6万人）
吹田市（約38万人）
守口市（約14万人）
堺市（約81万人）

広島市（約117万人）
廿日市市（約11万人）
呉市（約20万人）

北九州市（約92万人）
福岡市（約159万人）
中間市（約3.9万人）
大牟田市（約10万人）
うきは市（約2.7万人）
直接地区
（直方市（約3.5万人）・宮若市（約2.6万人）・鞍手町（約1.4万人）・小竹町（約0.7万人））
久留米市（約30万人）

みやき町（約2.5万人）

熊本市（約73万人）
合志市（約5.4万人）

霧島市（約12万人）
鹿児島市（約59万人）

日向市（約5.8万人）

竹田市（約1.9万人）
豊後大野市（約3.2万人）
日田市（約6.1万人）
国東市（約2.5万人）
日出町（約2.8万人）
大分市（約47万人）

神戸市（約150万人）
宝塚市（約22万人）
姫路市（約52万人）

東温市（約3.3万人）
宇和島市（約6.8万人）

東みよし町（約1.3万人）

名古屋市（約229万人）
岡崎市（約38万人）
瀬戸市（約12万人）
豊田市（約41万人）
半田市（約11万人）
一宮市（約37万人）

岐阜市（約40万人）

越前市（約7.9万人）
敦賀市（約6.2万人）

菊川市（約4.7万人）

横手市（約8.2万人）
大館市（約6.6万人）

長野県南佐久（小海町（約0.4万人）・川上村（約0.3万人）・南牧村（約0.3万人）・南相木村（約0.1万人）・北相木村（約0.1万人））

札幌市（約195万人）
旭川市（約32万人）
函館市（約24万人）
本別町（約0.6万人）

山形市（約23万人）
鶴岡市（約11万人）

仙台市（約106万人）

宇都宮市（約51万人）
鹿沼市（約9.3万人）

さいたま市（約135万人）

千葉市（約97万人）
船橋市（約64万人）

千代田区（約6.8万人）
新宿区（約34万人）
文京区（約23万人）
台東区（約21万人）
江東区（約53万人）
品川区（約40万人）
豊島区（約29万人）
北区（約35万人）
中野区（約33万人）
杉並区（約57万人）
板橋区（約57万人）
練馬区（約74万人）
足立区（約69万人）
葛飾区（約46万人）
大田区（約73万人）
世田谷区（約91万人）
江戸川区（約68万人）
目黒区（約27万人）
渋谷区（約23万人）
墨田区（約28万人）
荒川区（約21万人）
港区（約26万人）

八王子市（約56万人）
府中市（約26万人）
調布市（約23万人）
町田市（約43万人）
西東京市（約20万人）
立川市（約18万人）
日野市（約18万人）
狛江市（約8.2万人）
多摩市（約14万人）
小金井市（約12万人）
武蔵野市（約14万人）
あきる野市（約7.9万人）
三鷹市（約16万人）

横浜市（約375万人）
川崎市（約152万人）
鎌倉市（約17万人）
相模原市（約71万人）
藤沢市（約44万人）
座間市（約13万人）
茅ヶ崎市（約24万人）
厚木市（約22万人）

5. 市町村居住支援協議会（設立に向けた府の取組）

5-4 居住支援協議会の設立に向けた大阪府の取組（大阪府居住支援体制連携体制構築事業補助金）

住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、地域の実情に応じた多様な居住支援体制の構築を促進するため、市区町村単位での居住支援協議会の設立に向けた事業に対し補助を実施

◆**補助対象者** ※補助金の代表申請者は、居住支援法人であること

居住支援法人や協力店など居住支援を行う法人が複数の法人と連携し、共同で補助事業を行う者

◆**補助額（上限）**

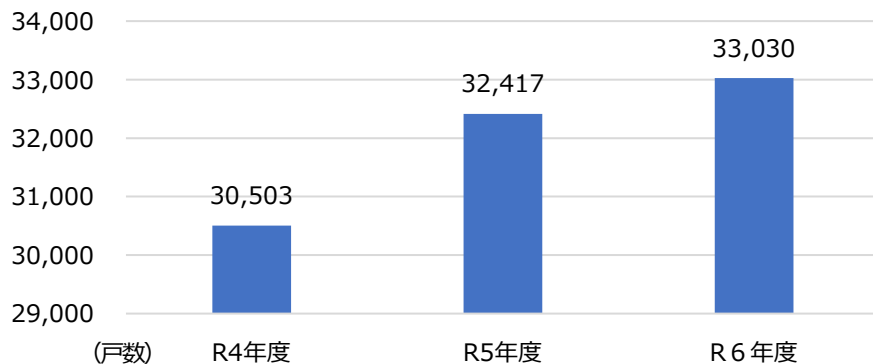
〔新規〕3,000千円 〔継続2年目〕2,000千円 〔継続3年目〕1,000千円

◆**令和7年度の交付決定状況とこれまでの補助実績**

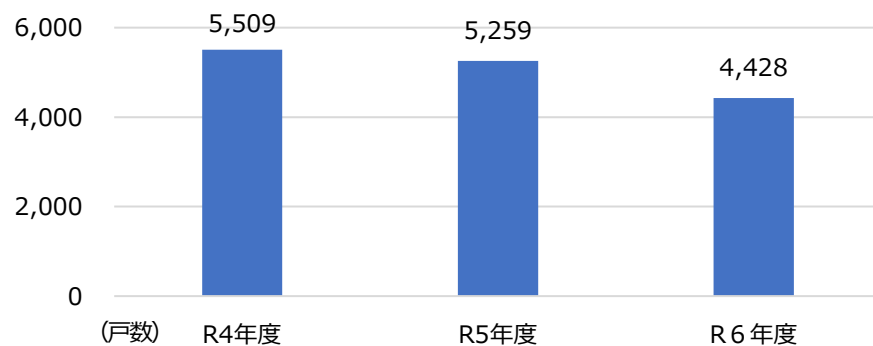
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
予算	18,000千円	23,000千円	23,000千円	23,000千円
補助額 （上限）	3,000千円	新規：3,000千円 継続：2,000千円	新規：3,000千円 継続（2年目）：2,000千円 継続（3年目）：1,000千円	新規：3,000千円 継続（2年目）：2,000千円 継続（3年目）：1,000千円
申請状況	申請件数：10件 申請総額：29,101,000円	申請件数：11件 申請総額：24,210,000円	申請件数：12件 申請総額：19,356,000円	申請件数：10件 申請総額：22,000,000円
交付決定 状況	交付決定件数：10件 交付決定総額：17,678,200 円	交付決定件数：11件 交付決定総額：17,617,000 円	交付決定件数：12件 交付決定総額：19,306,011 円	交付決定額：10件 交付決定総額：22,000,000 円
実施 市区町村	大阪市 （北区・都島区・浪速区・天王 寺区・城東区・西成区） 堺市、吹田市、守口市、 東大阪市	大阪市 （北区・都島区・生野区・旭区・ 城東区・西成区） 堺市、守口市、八尾市、 箕面市、東大阪市	大阪市 （北区・都島区・生野区・旭区・ 城東区・西成区） 堺市、八尾市、箕面市、 東大阪市、枚方市、藤井寺市	大阪市 （東成区・東住吉区・生野区・ 旭区） 松原市、大東市、門真市、枚方 市、藤井寺市、箕面市
取組成果	吹田市居住支援協議会設立 （R5.2.24）	守口市居住支援協議会設立 （R6.2.14）	堺市居住支援協議会設立 （R6.3.24） 八尾市居住支援協議会設立 （R7.4.1）	

6 高齢者向け住宅の供給戸数

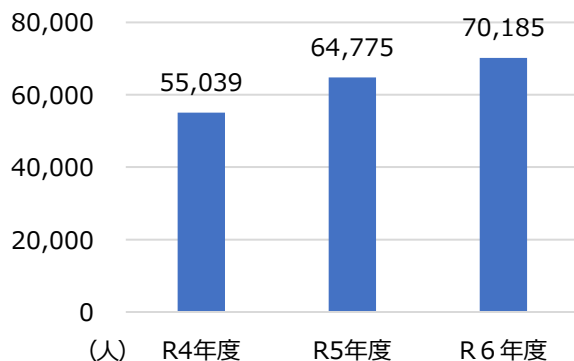
① サービス付き高齢者向け住宅の戸数の変遷



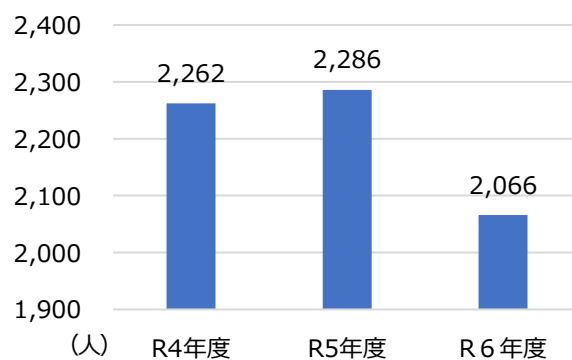
② 高齢者向け優良賃貸住宅の戸数の変遷



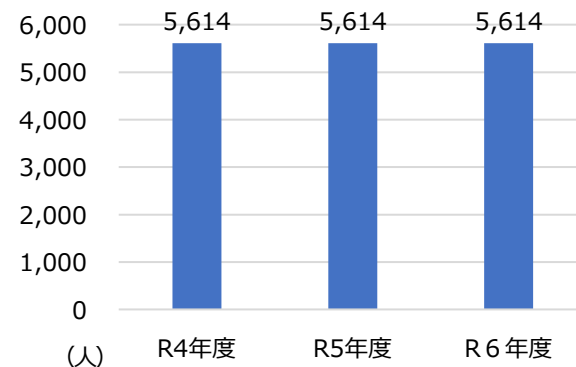
③ 有料老人ホームの入居者数の変遷



④ 養護老人ホームの入居者数の変遷



⑤ 軽費老人ホームの入居者数の変遷



7. 住宅セーフティネット法の改正（法改正の背景）

7-1 住宅セーフティネット法の改正の背景

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律（R6.5.30成立、R6.6.5公布）

住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の**賃貸住宅**への円滑な入居に対する**ニーズが高まる**ことが想定される。

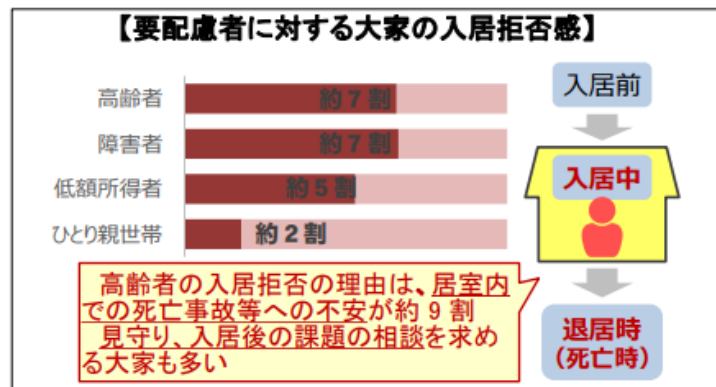
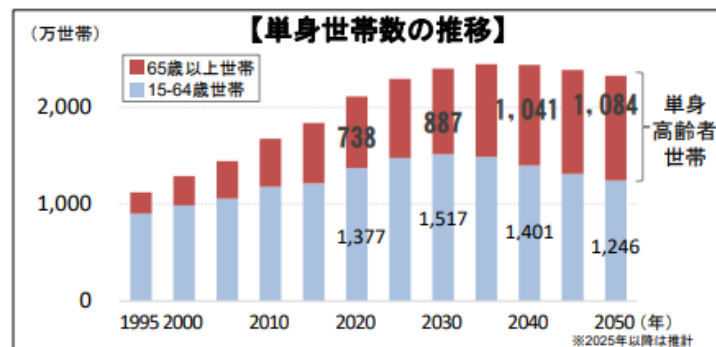
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

- **単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい**。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。

※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
（2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計（速報集計））

- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で**800**を超える**居住支援法人**※が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。

※ 要配慮者の入居支援（物件の紹介等）、入居後の見守りや相談等を行う法人（都道府県知事指定）



1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる**市場環境(円滑な民間賃貸契約)**の整備
2. 居住支援法人等を活用し、**入居中サポート**を行う**賃貸住宅**の供給を促進
3. **住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制**の強化

7. 住宅セーフティネット法の改正（法改正の概要）

7-2 改正住宅セーフティネット法の概要

住宅セーフティネット法が令和6年6月改正、令和7年度施行が予定されており、居住サポート住宅制度の創設、住宅と福祉施策の連携による居住支援体制の強化、市区町村による居住支援協議会の設置が努力義務化されている。

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

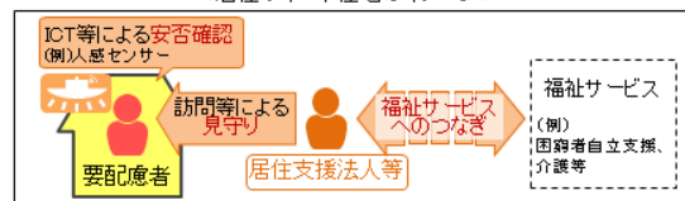
- 終身建物賃貸借(※)の利用促進
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借
 - ・ 終身建物賃貸借の **認可手続を簡素化** (住宅ごとの認可から **事業者の認可へ**)
- 居住支援法人による残置物処理の推進
 - ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加**
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
 - ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が **認定**
 - ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証保険による要配慮者への **保証リスクの低減**
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
 - ・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(居住サポート住宅)の供給を促進(市区町村長(福祉事務所設置)等が **認定**)
 - ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費(家賃)について代理納付(※)を原則化**
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃借人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃借人に直接支払う
 - ⇒ 入居する要配慮者は **認定保証業者**(1.参照)が **家賃債務保証を原則引受け**

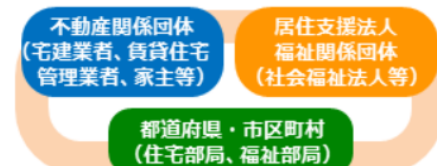
<居住サポート住宅のイメージ>



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- **市区町村**による **居住支援協議会(※)**設置を **促進**(努力義務化)し、住まいに関する **相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した **地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進
※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



出展：国土交通省（住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

8. 居住安定確保計画の目標値の進捗状況《目標①》

8-1 居住安定確保計画の目標値の進捗状況①

〈目標①〉

住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件（令和12年度）

（目標値の考え方）

府内公的賃貸住宅の募集戸数・新規入居戸数と、同等規模の住宅セーフティネット機能を10年後には民間賃貸住宅を活用した居住支援体制の充実により実現することをめざす

- ・年間の府内公営住宅の募集戸数（令和元年度実績）：11,695戸
- ・年間の府内UR賃貸住宅及び公社賃貸住宅の5万円以下の新規入居戸数（推計）：約5,000戸
⇒11,695戸 + 5,000戸 = 16,695戸 ≒17,000戸

（入居契約件数の把握方法）

- ①協力店が1年間に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数
- ②居住支援法人が支援し、入居に至った1年間の契約件数
を合計したものを目標①の数として把握

	要配慮者の年間入居契約		合計
	①家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約	②居住支援法人の支援による契約	
令和4年度	2,950件	3,202件	6,152 件
令和5年度	3,381件	3,837件	7,218 件
令和6年度	2,988件	2,220件	5,208 件

入居契約件数の把握方法については、上記把握方法以外でも住宅確保要配慮者が入居契約しているケースもあることから引き続き関係者間で協議し、把握できたものから順次実績に反映していく。

8. 居住安定確保計画の目標値の進捗状況《目標②》

8-2 居住安定確保計画の目標値の進捗状況②

〈目標②〉

居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%（令和12年度）

（目標値の考え方）

住生活基本計画（全国計画）に示されている「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（令和12年度）」を目標として設定

	市町村の居住支援協議会の設立状況	設立済市区町村の人口カバー率
令和4年度	4市	12.1%
令和5年度	5市	13.7%
令和6年度	6市	23.0%